

▶▶ 国等

H23.4.28 付けで公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」では、「国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの」を総称して「国等」と規定しています（改正法 4 条 5 項）。

この「国等」として位置付けられる主なものには、以下があります（改正法 4 条 5 項、改正政令 14 条、改正省令 15 条）。

- 国、地方公共団体
- 人格のない社団又は財団（例：マンションの管理組合など）
- 独立行政法人
- 国又は地方公共団体が資本金等の 1/2 以上を出資している法人（例：住宅供給公社など）
- 外国政府、日本が加盟している国際機関（例：国際連合、国際通貨基金など）
- 上場企業

この「国等」が顧客であるときは、「取引時確認」の対象や確認事項に関する取扱いが、個人や法人を顧客とする場合と異なります。（※「国等」の中でも、「人格のない社団・財団」については、また別の取扱いとなります。）

顧客が「国等」（人格のない社団・財団を除く）であるとき

- ・確認するのは、現に特定取引の任に当たっている自然人（取引担当者など）の本人特定事項のみ
- ・「国等」自体の本人特定事項及び取引目的、事業内容並びに実質的支配者に関する確認は不要

顧客が「人格のない社団又は財団」であるとき

- ・現に特定取引の任に当たっている自然人（取引担当者など）の本人特定事項を確認
  - ※ 「人格のない社団又は財団」自体の本人特定事項の確認は不要です。
- ・取引目的と事業内容については確認が必要
  - ※ 法人顧客の事業内容は、定款や登記事項証明書等の書面によって確認することが義務付けられていますが、「人格のない社団又は財団」の事業内容については、取引担当者等からの申告によって確認することとされています。
- ・実質的支配者の有無等についての確認は不要

顧客が「国等」であるときと、「国等」ではない法人の場合とでの「取引時確認」の取扱いの違いを表にすると、次のようになります。

取引時確認での確認事項	顧客が「国等」以外の法人のとき	顧客が「国等」のとき	
		人格のない社団・財団	
本人特定事項	必要（書面）	（取引担当者の確認）	（取引担当者の確認）
取引を行う目的	必要（申告）	不要	必要（申告）
事業の内容	必要（書面）	不要	必要（申告）
実質的支配者の有無等	必要（申告）	不要	不要

【関係条文】 ※) H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法の条文より抜粋

○犯罪収益移転防止法

(取引時確認等)

第4条 特定事業者（第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者（第十一条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2～4（略）

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第1項又は第2項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等 (人格のない社団又は財団を除く。)	第一項	次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）	第一号
	第一項 第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価格が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）	前項第一号に掲げる事項
人格のない社団又は財団	第一項	次の各号	第一号から第三号まで
	第一項 第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第一項 第三号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価格が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況	前項第一号から第三号までに掲げる事項

### ○犯罪収益移転防止法施行令

(法第4条第5項に規定する政令で定めるもの)

第14条 法第4条第5項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- 二 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人（前号、次号及び第5号に掲げるものを除く。）
- 三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- 四 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者
- 五 金融商品取引法施行令第27条の2各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第67条の18第4号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者
- 六 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

### ○犯罪収益移転防止法施行規則

(国等に準ずる者)

第15条 令第14条第6号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 勤労者財産形成基金
- 二 厚生年金基金
- 三 国民年金基金
- 四 国民年金基金連合会
- 五 企業年金基金
- 六 令第7条第1項第1号イ又はロに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は同号ロに規定する定期積金等とするものを締結する被用者
- 七 第3条第4号に掲げる信託契約を締結する被用者
- 八 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者
- 九 令第7条第1項第1号リに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者
- 十 令第7条第1項第1号カに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者
- 十一 有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社